

訂正発行者情報

【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当 J－A d v i s e r の名称】

【担当 J－A d v i s e r の代表者の役職氏名】

【担当 J－A d v i s e r の本店の所在の場所】

【担当 J－A d v i s e r の財務状況が公表される
ウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

訂正発行者情報

2025年11月13日

アイテル株式会社

(Aitel Co.,Ltd.)

代表取締役社長 永田 尚

大阪府大阪市淀川区宮原四丁目 3 番12号

06-6151-3601

常務取締役 管理本部長 下高原 和典

株式会社船井総合研究所

代表取締役社長 社長執行役員 真貝 大介

東京都中央区八重洲二丁目2番1号

東京ミッドタウン八重洲 八重洲セントラルタワー 35階

<https://www.funaisoken.co.jp>

03-6212-2921(代表)

当社は、当社普通株式を2025年11月18日にT O K Y O
P R O M a r k e t へ上場する予定です。 当社は、上
場に際して投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付
け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関
する有価証券上場規程の特例第110条第 3 項の規定によ
り、発行者情報に相当する情報を公表いたします。な
お、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

アイテル株式会社

<https://www.naviokun.com/index.html>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相당한注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

1【訂正発行者情報の公表理由】

2025年10月16日付で公表いたしました発行者情報の記載事項のうち、「第一部【企業情報】」の第5【発行者の状況】1【株式等の状況】の記載内容の一部を訂正するため、訂正発行者情報を公表するものであります。

2【訂正事項】

第一部【企業情報】

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

（2）【新株予約権等の状況】

3【訂正箇所】

訂正箇所は、_____ 罫で示しております。

第一部【企業情報】

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(2)【新株予約権等の状況】

<訂正前>

第2回新株予約権	最近事業年度末 (2024年12月31日)	公表日の前月末現在 (2025年9月末)
<略>		
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 <u>81</u>	<u>同左</u>
新株予約権の数(個)	<u>21,321</u> (注) 1	<u>同左</u>
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 <u>21,321</u> (注) 1	<u>同左</u>
<略>		

(注)省略

<訂正後>

第2回新株予約権	最近事業年度末 (2024年12月31日)	公表日の前月末現在 (2025年9月末)
<略>		
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 <u>71</u>	<u>当社従業員 65</u>
新株予約権の数(個)	<u>20,597</u> (注) 1	<u>19,845 (注) 1</u>
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 <u>20,597</u> (注) 1	<u>普通株式 19,845 (注) 1</u>
<略>		

(注)省略